

令和7年度 千葉地方最低賃金審議会

千葉県最低賃金審議日程 (A案)

会議名称	開催月日	開催時間	備考
(予備日)※7/3の開催が困難な場合、公益・本審・運小を行う。	7月2日(水)	午後1時30分	
第1回 公益委員会議		午後1時30分	
第1回 本審議会 (県最賃改正諮問)	7月3日(木)	午後2時30分	
第1回 運営小委員会		本審終了後	
(予備日)※7/3の開催が困難な場合、公益・本審・運小を行う。	7月4日(金)	午後1時30分	
第2回 本審議会 (中賃目安伝達) (特定最賃必要性諮問)	7月29日(火)	午後1時30分	
第1回 県最賃専門部会		本審終了後	
第1回 特別小委員会	8月1日(金)	午後1時30分	特定最賃の必要性有無の検討
第2回 県最賃専門部会		午後2時30分	
第3回 県最賃専門部会	8月4日(月)	午後2時00分	
第4回 県最賃専門部会	8月5日(火)	午後1時15分	
第3回 本審議会 (県最賃答申)		午後3時30分	
第5回 県最賃専門部会(予備日)	8月7日(木)	午後1時15分	
第4回 本審議会(予備日) (県最賃答申)		午後3時30分	
第2回 特別小委員会	8月21日(木)	午前9時30分	特定最賃の必要性有無の検討
第5回目 本審議会 (県最賃異議申出諮問、答申)		午前11時00分	
第2回 公益委員会議		本審終了後	
第6回 本審議会(予備日) (県最賃異議申出諮問、答申)	8月25日(月)	午前11時00分	
第3回 公益委員会議(予備日)		本審終了後	

法定発効日 10月1日(水) ※8月5日(火)に答申が出た場合

法定発効日 10月3日(金) ※8月7日(木)(予備日)に答申が出た場合

 は前年の実施状況を示す

令和7年度 千葉地方最低賃金審議会

千葉県最低賃金審議日程 (B案)

会議名称	開催月日	開催時間	備考
第1回 公益委員会議	7月11日(金)	午後1時30分	
第1回 本審議会 (県最賃改正諮問)		午後2時30分	
第1回 運営小委員会		本審終了後	
第2回 本審議会 (中賃目安伝達) (特定最賃必要性諮問)	8月1日(金)	午後1時15分	
第1回 県最賃専門部会		本審終了後	
第1回 特別小委員会	8月4日(月)	午後1時15分	特定最賃の必要性有無の検討
第2回 県最賃専門部会		午後2時00分	
第3回 県最賃専門部会	8月5日(火)	午後1時15分	
第3回 本審議会 (県最賃答申)		午後3時30分	
第4回 県最賃専門部会(予備日)	8月7日(木)	午後1時15分	
第4回 本審議会(予備日) (県最賃答申)		午後3時30分	
第2回 特別小委員会	8月21日(木)	午前9時30分	特定最賃の必要性有無の検討
第5回目 本審議会 (県最賃異議申出諮問、答申)		午前11時00分	
第2回 公益委員会議		本審終了後	
第6回 本審議会(予備日) (県最賃異議申出諮問、答申)	8月25日(月)	午前11時00分	
第3回 公益委員会議(予備日)		本審終了後	

法定発効日 10月1日(水) ※8月5日(火)に答申が出た場合

法定発効日 10月3日(金) ※8月7日(木)(予備日)に答申が出た場合

は前年の実施状況を示す